

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

ペロブスカイト太陽電池

軽量で薄く折り曲げ可能であり、建物の壁面や窓などにも設置できる次世代太陽電池として期待されている。経産省は再エネ拡大の切り札として普及を支援する方針。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/25(月)	仏滅	G7外相会合(イタリア)
26(火)	大安	三笠宮妃百合子さまの葬儀
27(水)	赤口	
28(木)	先勝	臨時国会召集
29(金)	友引	三の酉
30(土)	先負	年金の日、秋篠宮さま59歳の誕生日
12/1(日)	大安	旧暦11月1日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/18(月)	38,221 ▼422	154.56 △1.21
19(火)	38,414 △193	154.53 △0.03
20(水)	38,352 ▼62	155.65 ▼1.12
21(木)	38,026 ▼326	154.89 △0.76
22(金)	38,284 △258	154.72 △0.17

退職手当等に係る課税の取扱い

来年度税制改正に向けた議論が始まり、以前から検討課題とされていた退職金課税の見直しについても取り上げられています。

◆退職所得控除を差し引いた額の1/2に課税

退職時に会社から支払いを受けた退職手当等は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであるため、税金の取扱いが優遇されており、課税される退職所得金額は退職手当等の金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引いた額の1/2で、他の所得と分離して課税します【退職所得＝(退職手当等－退職所得控除額)×1/2】。

退職手当等から差し引く「退職所得控除額」は、勤続年数20年まで1年につき40万円、20年超の部分は1年につき70万円となり、例えば、勤続年数30年の退職所得控除額は1500万円です(勤続年数に1年未満の端数がある場合は1年に切り上げ)。

◆「特定役員退職手当等」や「短期退職手当等」

退職手当等の取扱いは上記のとおりですが、「特定役員退職手当等」や「短期退職手当等」に該当する場合の退職所得は計算方法が異なります。

◎特定役員退職手当等……役員等として勤務した期間が5年以下の方が役員等勤続年数に対応する退職手当等の支払を受けた場合、退職所得は退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額となり、1/2課税は適用されません。

◎短期退職手当等……役員等以外の者として勤務した期間が5年以下の方が短期勤続年数に対応する退職手当等を受けた場合、退職所得は退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分について1/2課税は適用されません。

■この記事の詳細は、情報BOX201545

書面申告書等の控えへの收受日付印が廃止

国税庁では、e-Taxの利用率向上(令和5年度は所得税申告で69.3%、法人税申告で86.2%)や税務行政のDXの進捗も踏まえ、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

そのため、申告書等を窓口を持参又は郵送する場合は正本のみを提出します。なお、当分の間の対応として申告書等を收受した日付や税務署名を記載したリーフレットを希望者に交付します(郵送の場合は切手を貼付した返信用封筒が必要)。

この見直しに伴い、金融機関や行政機関等には「各種の事務で收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを周知しています。

マイナ保険証と資格確認書は両方持てる？

来月2日から、「マイナ保険証」が基本(現行の健康保険証は最大1年間、使用可能)となり、マイナ保険証を保有しない方には順次「資格確認書」が申請によらず交付されます。

資格確認書の交付は、*マイナカードを取得していない方、*マイナカードを取得しているが健康保険証利用登録をしていない方、*マイナ保険証の利用登録を解除した方などが対象となり、マイナ保険証を保有しているが利用する意向がないため資格確認書を希望する方は対象外となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

退職手当等に係る課税の取扱い

退職手当等は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払られるものであることなどから、退職所得控除や 1/2 課税、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう取扱いが優遇されています。

◆退職所得とは

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約または個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金なども退職所得とみなされます。

また、労働基準法第 20 条の規定により支払われる解雇予告手当や賃金の支払の確保等に関する法律第 7 条の規定により退職した労働者が弁済を受ける未払賃金も退職所得に該当します。

◆退職所得金額の計算方法

退職所得の金額は、原則として、退職手当等の収入金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引いた残額に 1/2 を乗じた金額となります。

ただし、特定役員退職手当等（※1）に該当する場合は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得金額となり、1/2 課税の適用はありません。

また、短期退職手当等（※2）に該当する場合は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち 300 万円を超える部分について、1/2 課税の適用はありません。

※1 役員等として勤務した期間が 5 年以下である者が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

※2 役員等以外の者としての勤続年数が 5 年以下である短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。なお、短期勤続年数に該当するか否かの判定において、役員等勤続期間がある場合には、その期間を含めて判定を行います。

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$
特定役員退職手当等	収入金額 - 退職所得控除額
短期退職手当等	【収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が 300 万円以下の場合】 $(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$
	【収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が 300 万円超の場合】 $150 万円 + \{収入金額 - (300 万円 + 退職所得控除額)\}$

◎退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次のように計算します。なお、前年以前に退職手当等の支払いを受けている場合や、同一年中に 2 か所以上から支払いを受ける場合などは、計算が異なることがあります。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下の場合	$40 万円 \times 勤続年数$ ※計算後の金額が 80 万円に満たない場合は、80 万円
20 年超の場合	$800 万円 + 70 万円 \times (勤続年数 - 20 年)$

※勤続年数に 1 年未満の端数がある場合は、1 年に切り上げて計算します。

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額に 100 万円を加算した金額となります。

◆税額の計算方法

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算し、退職所得金額に応じた所得税及び復興特別所得税の額を求めます。

なお、退職手当等の支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合は、その退職手当等の支払の際に退職所得の金額に応じた所得税等の額が源泉徴収されるため、原則として確定申告は必要ありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職手当等の支払金額から 20.42% の所得税等が源泉徴収されますので、確定申告を行い所得税等を精算します。